

【第8回】尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 議事録

日 時：令和2年5月15日（金）午後6時30分～7時30分
場 所：web方式による会議

1 兵庫県対処方針の改定を受けての本市の取組みについて

(1) 兵庫県対処方針の改定にかかる変更点（資料1）

事務局：兵庫県の対処方針が改定されたことを受け、本市の取組み状況や対処方針の変更等の確認をさせていただきたい。

市長：皆様ご承知のとおり、国では緊急事態宣言の解除の動きが出ているが、大阪、兵庫、京都は特定警戒都道府県としての指定が継続される。それに基づき、兵庫県の対処方針も大阪モデルと歩調を合わせているのが基本となっているが、若干異なる部分があるので、それについて資料の説明をお願いします。

～事務局より資料1「兵庫県対処方針の改定にかかる変更点と大阪府、尼崎市との対比」について説明～

市長：大阪府と兵庫県で対応が違っているのは、社会教育施設及び博物館・美術館・図書館。大阪府は16日以降順次開館としているのに対して、兵庫県は月末まで休館としている。兵庫県内の自治体は、県の要請に従うのが通常であるのか？

教育次長：兵庫県教育委員会社会教育課から「博物館・図書館については休業要請を行わない。開館にあたっては、感染予防対策を徹底すること。阪神間の県立の社会教育施設については、県が休業要請を行う。」という通知が発出された。来週以降、他都市の図書館等の情報を収集し、開館の検討を行う。

森山副市長：表中の項目「社会教育施設 公立施設」と「事業者への休業要請の博物館・美術館・図書館」は使い分けをしているのか。府有施設という表現があり、分かりにくいいため、整理をお願いします。

事務局：事業者への休業要請は、民間が運営する施設という考えで整理している。

市長：尼崎城については、今しばらく閉館かと考えている。広域施設であることや滞留時間

の関係もあり、21日以降で良いかと思う。図書館については、貸し本だけでもできないか。

教育次長：県の通知によると開館については各自治体の判断に委ねられているため、来週以降、阪神間の状況を確認しながら調整していく。

市長：どこかに人が集中しないよう、阪神間で横の連携をとるということですね。県の通知は共有するように。

スポーツ施設については県は18日以降順次開放だが、本市の対応は？

都市整備局長：県と大阪府は開けるということであるが、近隣の他都市（西宮、伊丹、宝塚）は5月31日まで、屋内も屋外も閉めると聞いている。他都市の状況に合わせて同時に開けていきたい。

市長：横同士の調整、連携はとっているのか？

都市整備局長：調整会議のような場がないため、出方をうかがっている。

市長：調整の仕組みをつくるべき。尼崎か西宮が音頭をとるべき。貸館についてはどうか？

総合政策局長：社会教育施設の利用については、5月の予約は申請者に対しキャンセルの連絡を差し上げている。5月末まで休館。6月1日以降は予約が入っている。他市の類似施設も同様である。

市長：基本は阪神間で足並みを揃えるのが良いのでしょうか。

総合政策局長：図書館も生涯学習プラザもそうだが、本市は阪神間で一番最後まで開けていたところ、市外の方の利用が多くあったため、他市と足並みをそろえたいと思う。

市長：これまでの教訓を活かしましょう。保育所については？

こども青少年局長：休業要請の対象にならない施設が明日から増えてくるので、そこで働く方のお子様を預かる施設が増えてくると思われる。法人保育所には、月曜日以降の体制について通知しないといけないと考えている。

市長：学校の取扱いについては？

教育次長：来週から分散登校を始める。18日～22日は各学年週1回1時間程度、5月25日～29日は週1回で1～2時間程度で考えている。各学校で児童数や校舎の違いがあ

るため、各校で分散登校の方法を検討してもらって保護者に通知をしている。例えば、クラス内で時間差や男女別、校区が広いところは地域別などの分散登校がある。

市長：なぜ男女別にするのか。医学的理由があるなら別だが、今の時代、セクシャルマイノリティーの観点からも問題である。今後の対応は？

教育長：6月1日以降の対応は決まっていないが、事務局内では22日までに方針を決定したいと話している。緊急事態宣言が解除された県の再開の仕方など研究をしないとイケないし、大阪府、兵庫県の情報収集も行うのでお時間をいただきたい。

健康福祉局長：これまで、たじかの園はあまよう特別支援学校、あこや学園は保育園に準じた扱いにしていたが、今回それはしない。あこや学園については園庭開放等で必要に応じて確認は取れているため引き続き原則休業とし、たじかの園については、必要な診療やリハビリは既に行われているので、現状のままです。

市長：A4横の都市整備局作成の公園等の取り扱い（会議資料として未配布）や、公共施設の開館状況についての項目と、生涯学習プラザや地域総合センター、地域包括支援センターなど取扱いが同様のものは、ひとつの項目にまとめるようにお願いします。問い合わせを受けたときに、統一的な考え方で、回答ができるようにしたいため、見やすいものにして下さい。

（2）新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市対処方針（資料2）

市長：大きく違うのは、「1 皆様への要請事項」のところを、県が新しく作った対処方針に置き換えている。2ページに、県立施設のことがそのまま書かれているため、市のバージョンにすること。3ページには、定額給付金のスケジュール、専決処分したテイクアウト、事業者を応援する事業の追加、学校の取扱い、紙類・衣類の回収の休止などご覧いただきたい。6ページの最後、感染症と自然災害については、台風シーズンが近づいており、他地域では地震も発生している。感染予防と自然災害の複合状況に早急に対策を講じていくということであるが、関係部局においては話は進んでいるか。

危機管理安全局長：詳細については今後詰めていくが、例えば、感染している方の収容に関しては生涯学習プラザを利用することなど、調整を進めている。

市長：6月以降は緊急事態宣言そのものも解除の見通しになるのかと想定しているが、元に戻るのではなく、感染予防を引き続きお願いしますということや、各種支援のご案内、学校教育の考え方や地域経済の応援や災害への備えについて、6月中旬の発行を目指して市報あまがさきの号外を出したいと思っている。大阪府の知事も話しているように、ここからが第2ステージのスタートだという状況が近づいているので、そういったところの情報を出したい。また各局にコンテンツの調整を依頼するかもしれませんので、よろしく願います。

2 専決処分等について

(1) 令和2年度 5月補正の概要（専決処分）（資料3）

～資産統括局より資料3の説明～

～経済環境局より「テイクアウト・デリバリー等促進支援事業」、「尼崎のお店まるごと応援プロジェクト」、「尼のさきめし」について説明～

市長：短期間で回復するのが難しい大きな傷を負っている。こういうシステムを活用し、市内の経済を元気にしていきたい。

3 その他

・市内感染状況の指標分析について（参考資料1）（兵庫県、大阪府モデルとの本市の状況比較）

～新型コロナウイルス感染症対策室より、「今週の週報案」、「休業要請などの都道府県独自の判断指標一覧」について説明～

市長：尼崎は分母の規模が小さく、大都市の指標が当てはまらない部分もあるが、両府県及び本市の動向は、行動変容の成果が出ている。一定の段階的解除がなされるとはいえ、まだ特定警戒都道府県に指定されており、いずれにしても感染予防と、社会活動の両立を図って

いくことは強調してもしすぎることはない。県の要請の中身を見ても、業界ごとに、色々な配慮を守って欲しいと打ち出している。ですので、事業者も利用する市民も、両方が協力して感染予防も定着させていくことが、メッセージのポイントであると思う。最近では濃厚接触者しか感染確認されていないが、最近の感染者の一人は無症状であった。濃厚接触者なので自宅待機してもらっていたが、2週間経過しPCR検査を受けたときに、陽性が判明しホテルに移動された。こういったケースもあり、私たちが感染しないように、感染させないよという行動様式を徹底してもらうような発信をする必要がある。緩みすぎることがないように、やっていきたい。

来週末ももう一回会議のタイミングとなるのか？

危機管理安全局長：不確定だが、21日に向けて解除を検討するという話もあるので、場合によっては来週中に本部員会議を開催するかもしれないのでよろしくお願いします。

市長：本日の会議は以上をもって終了とする。

以 上